

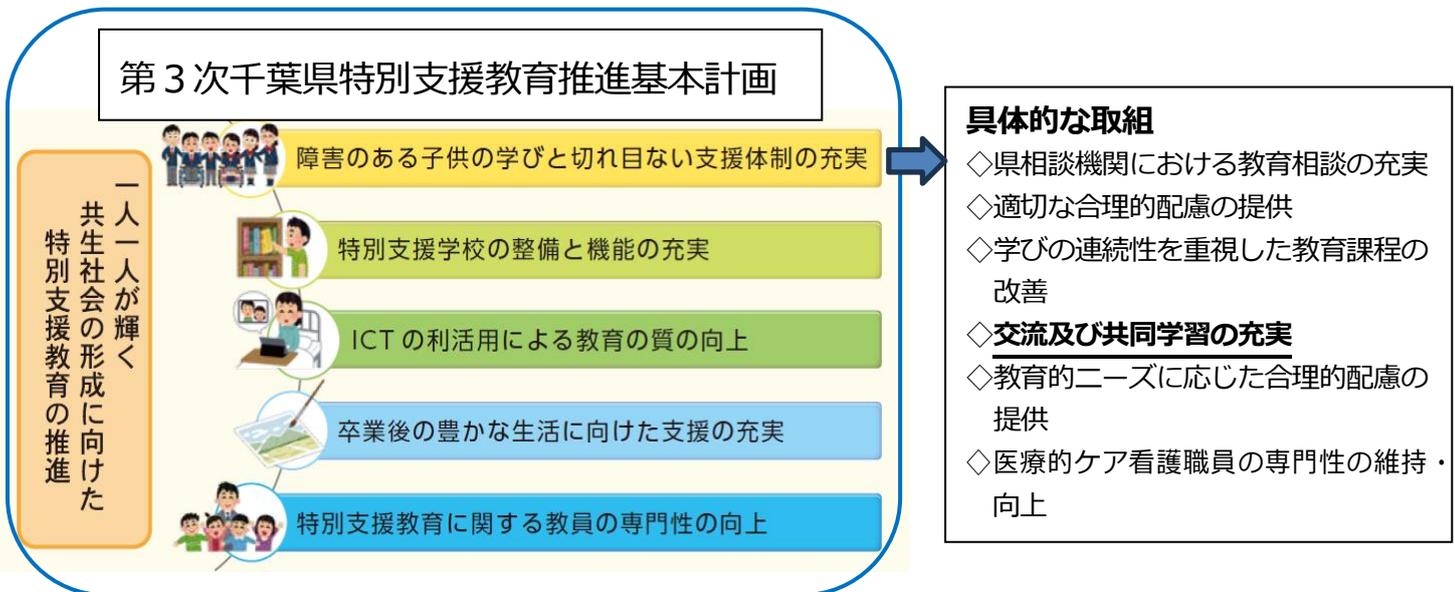


南房総のハズシ

交流及び共同学習の充実のために

○交流及び共同学習に関する動向

「交流及び共同学習」は、文部科学省が進めるインクルーシブ教育システム構築の中で大変重要な位置を占め、千葉県においても特別支援教育の重要な施策となっています。千葉県では第3次千葉県特別支援教育推進基本計画で五つの重点項目をあげています。その一つ「障害のある子供の学びと切れ目ない支援体制の充実」の具体的な取組に「**交流及び共同学習の充実**」があります。



○交流及び共同学習の意義・目的

交流及び共同学習とは：障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人が触れ合い共に活動するもの

- ・子供にとって経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となる。
- ・学校卒業後においても、障害のある子供にとっては、様々な人々と助け合って生きていく力となり、積極的な社会参加につながるとともに、障害のない子供にとっては、障害のある人に自然に言葉をかけて手助けをしたり、積極的に支援を行ったりする行動や、人々の多様な在り方を理解し、障害のある人と共に支え合う意識の醸成につながる。
- ・相互の触れ合いを通じて、豊かな人間性を育むことを目的とする「交流」の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする「共同学習」の側面があり、この二つの側面を分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。

○交流及び共同学習の形態と展開

<形態>

直接的な交流及び共同学習

- 校内交流（各教科、特別活動、日常の学校生活など）
- 学校・学級間交流（運動会、合同学習、クラブ活動、部活動など）
- 居住地校交流（教科、行事、給食、休み時間など）
- 地域との交流（地域の行事への参加、学校行事への招待など）

間接的な交流及び共同学習

作品、手紙、ビデオレターの交換、Webを利用した交流など



<展開>

- ・教職員、子供、保護者など当該活動に関わる関係者が、取組の意義やねらい等について、十分に理解し、共通理解をもって進める。
- ・学校全体で組織的に継続して取り組む（ノウハウの共有）。
- ・年間指導計画に位置付けて、その場限りの活動とならないように計画的・継続的に行う。
- ・ねらいを明確にして事前学習を行い、事後学習で理解を深める。ねらいがどの程度達成できたか、各教科等の目標に照らしてどのような資質・能力が身に付いたかを評価する。



必要な改善や計画の見直しを行い、よりよい交流及び共同学習にしていけることが大切です。

○特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習

特別支援学級に在籍する子供が、通常の学級に在籍する子供と共に学ぶときには、各教科の授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしていることが重要です。担任間（教科担任）で連携し、情報交換を密に行い、当該子供に編成した教育課程の目的が達成されるように指導体制を整えましょう。

副 次 的 な 籍

(1) 副次的な籍とは

「副次的な籍」とは、特別支援学校に通う子供が、学籍を特別支援学校に置き、副次的な学籍を居住地の小学校、中学校等に置く仕組みのことです。「交流及び共同学習」の取組の一つである「居住地校交流」を発展させたあらたな取組の一つとして「副次的な籍」が各地域で広がっています。

(2) 関東近県の状況

関東近県では、東京都が「副籍制度」、埼玉県が「支援籍」、横浜市が「副学籍」と称して実施しています。「副次的な籍」については、国が定める指針や法律、補助制度はありません。

(3) 期待される効果と課題

障害のある子供が、居住する地域の学校に副次的な学籍を置くことは、居住する地域の子供の一人として居住地との関係を深め、つながりの維持・継続に結びつきます。また、地域の障害のない子供たちと分け隔てなく学びあうことは、共生社会を形成する一つの姿であると考えられます。その一方で、子供の付添いや時間割の調整など、保護者や教職員の負担が増すことなどの現実的な課題もあり、それらについて研究していく必要があります。



副次的な籍の研究

千葉県では副次的な籍を置く取組について研究を進めています。令和6年度は県立楨の実特別支援学校が「交流及び共同学習の充実」で県の研究指定校となっています。